平成２２年（フ）第１６４号
長野市大字高田444番地１　シンハイツ中村308号
債務者　小山　賢二
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
兵庫県伊丹市春日丘３丁目32番地の１
債務者　阪上　順一
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２２２号
兵庫県伊丹市瑞穂町２丁目８番地１
債務者　中尾日出子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８号
徳島市北矢三町２丁目３番63号
債務者　中原　邦博
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３４号
徳島県鳴門市撫養町斎田字西発78番地４　朝日荘２号室
債務者　小倉　員子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２０号
徳島市末広４丁目１番28―243号、旧住所大阪市浪速区恵美須西３丁目２番46―703号
債務者　渡部　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２４号
徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西五番越１番地
債務者　小林　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４０号
徳島市名東町１丁目308番地の４
債務者　廣畠由梨子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６６号
福井県鯖江市平井町第53号１番地６
債務者　山本　敬一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
福井市足羽３丁目７番12号　永見方
債務者　小松真由美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
福井県坂井市坂井町上関第43号11番地、従前の住所福井県あわら市市姫２丁目14番21号
債務者　翠　　邦夫
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
福井県坂井市坂井町上関第43号11番地、従前の住所福井県あわら市市姫２丁目14番21号
債務者　翠　ひろみ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
福井市志比口１丁目７番１号　グランドール福井602
債務者　守長　信雄
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
福井県越前市府中３丁目５番12号
債務者　赤星　義紀
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
和歌山市鳴神932番地
債務者　ニシカワアルミこと　西川　信一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２９９号
和歌山県紀の川市東国分353番地16
債務者　冨永かおり
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０３号
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山635番地の３
債務者　刀禰慶一郎
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係